

議会運営委員会

日 時 令和5年2月17日（金）午前10時～

場 所 全員協議会室

1 令和5年亀岡市議会定例会3月議会について

(1) 議案送付 2月17日（金）

(2) 再 開 2月24日（金）

2 議案の概要説明について

(1) 概 要 （別添）

3 3月議会日程案について【別紙No.1】

(1) 一般質問通告期限 **2月24日（金）正午**

○施政方針演説等の原稿 本日（午後）配付予定（各会派控室へ）

(2) 請願書等提出期限 **2月24日（金）午後5時**

(3) 質疑通告期限（当初提案議案分） **3月 7日（火）本会議終了時**

(4) 討論通告期限（3月13日採決分：補正予算等） **3月10日（金）委員会終了時**
（最終日採決分） **3月24日（金）午後4時**

(5) 意見書等提出期限 **3月23日（木）午前10時**

4 再開日（2月24日）の議事等について

(1) 議事日程

諸報告（地方自治法第180条関係（2件）、理事者出席要求）

第1 会議録署名議員指名《林議員、法貴議員》

第2 第1号議案から第52号議案（提案理由説明）※施政方針演説

※午前9時55分から市民憲章唱和《唱和代表：竹内議員》

【裏面に続く】

5 請願について

○受理なし

6 陳情・要望について

- (1) 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書【別紙No.2】
- (2) 介護保険制度の改善を国に求める陳情書【別紙No.3】
- (3) すべてのこどもを対象とした京都府医療費無償化制度の早期実現を求める陳情書【別紙No.4】
- (4) 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書【別紙No.5】
- (5) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書【別紙No.6】
- (6) 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情【別紙No.7】

7 一般質問について

※第17期における運用をもとに記載（3月議会に係る先例・申合せ）

- (1) 質問配分時間・日程
 - 代表質問 … 答弁時間含まず1会派40分・一括質問方式
今回：6会派（6人） 3月6日（月）、7日（火）
 - 個人質問 … 答弁時間含み1人45分
今回：（議長・代表質問者除く）最大17人
3月7日（火）、8日（水）、9日（木）
- (2) 質問順序（議会期間ごとの会派の輪番制）
 - 令和5年3月議会 会派人数が最大の会派から順
①新清流会 ②亀岡社中 ③経政会 ④共産党議員団 ⑤公明党議員団 ⑥かめおか党
- (3) 一般質問の通告等【別紙No.8】
 - 通告書は事務局へメールまたはUSBで提出
 - 会派内調整（会派内で同内容の質問の重複について調整）
 - 会派内順序は2月20日（月）午後5時までに事務局へ連絡

8 予算審査について

(1) 審査体制

○予算特別委員会

- ・分科会方式 議長を除く全議員で全体会を構成し、各常任委員会を分科会として審査する。
- ・委員数 23人（議長以外）
- ・設置予定日 3月9日（木）一般質問終了後
- ・正副委員長の選出 3月10日（金）午前10時（予定）※互選による

(2) 審査日程案【別紙No.9】

※審査資料「施策の概要」 本日（午後）配付予定（各会派控室へ）

9 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 消毒液の設置、マスク着用、検温等

※傍聴者へはホームページ等で上記対応等呼びかけ

(2) 会議中のドアの開放、CO₂濃度測定

(3) アクリル板の設置

※議長席、一般質問席、市長席、演壇ではマスクの着用なしで発言可

(4) 委員会への出席職員の抑制

(5) 代表者のみ市民憲章唱和（他の議員及び理事者等は起立の上で黙読）

10 議会運営委員会の行政視察

○視察時期候補 4月24日（月）～28日（金）もしくは別の時期

※コロナ禍前：4月中下旬に実施

○視察先候補

（参考）

令和4年8月8日（月）～9日（火） 兵庫県西脇市議会・岡山県倉敷市議会

【裏面に続く】

11 その他

(1) 本日（2月17日）の会議予定

引き続き 幹事会、広報広聴会議、広報部会・広聴部会、会派会議

(2) 議会運営委員会等の日程（3月議会）

3月 3日（金）14：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

7日（火）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

13日（月）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

上記終了後 議会運営委員会・幹事会

24日（金）11：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

13：30～ 幹事会・議会運営委員会

27日（月）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

上記終了後 議会運営委員会

(3) その他の日程

2月24日（金） 9：00～ 第18期議員記念写真撮影（議場）

3月 1日（水）13：00～ 議員団研修会（廣瀬 和彦氏）

令和5年亀岡市議会定例会 3月議会日程表（案）

Ver. 050217

【議会期間32日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
2/16	木	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
17	金	【議案送付】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席） 終了後 幹事会 終了後 広報広聴会議、広報部会・広聴部会 終了後 会派会議	議案概要、2/24の議事日程等 広報広聴会議、特別委員会設置協議等 正副委員長選出、構成決定
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		
23	木	（天皇誕生日）	
24	金	10:00～ 【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限 / 17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、施政方針・提案理由説明
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
3/1	水	13:00～ 議員団研修会	
2	木		
3	金	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
4	土		
5	日		
6	月	10:00～ 【一般質問（代表）】	
7	火	10:00～ 【一般質問（代表 / 個人）】 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、3/9・3/13の議事日程等、幹事会：特別委員会構成（会派割当）
8	水	10:00～ 【一般質問（個人）】	
9	木	10:00～ 【一般質問（個人）、追加議案等】	提案理由説明、質疑、付託、予算特別委員会の設置
10	金	10:00～ 予算特別委員会 10:30～ 3 常任委員会 <委員会終了時：討論通告期限 / 15:00：各特別委員報告期限>	予特正副委員長の互選 付託議案審査（補正予算等）
11	土		
12	日		
13	月	10:00～ 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 終了後 各特別委員会 終了後 3 常任委員会 （終了後 予算特別委員会事前調整）	委員長報告確認 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、補正予算等委員長報告～採決、特別委員会設置 特別委員会正副委員長の互選、閉会中の継続審査申出 付託議案審査（条例等）、閉会中の継続審査申出 ※中学校卒業式

令和5年亀岡市議会定例会 3月議会日程表（案）

Ver. 050217

【議会期間32日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
14	火	10:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 10:20～ 予算特別委員会分科会	市長あいさつ 分科会審査
15	水	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
16	木	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査（※現地視察）
17	金	10:00～ 予算特別委員会分科会 10:30～ 予算特別委員会全体会	分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定 ※15:00 執行部へ送付
18	土		
19	日		
20	月	(9:30～ 予算特別委員会) 13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会	(※現地視察) 市長質疑項目の答弁 分科会採決
21	火	(春分の日)	
22	水	11:00～ 予算特別委員会分科会 終了後 予算特別委員会全体会 終了後 会派会議 終了後 予算特別委員会全体会	分科会委員長報告の確認 委員長報告の質疑等 討論～採決
23	木	(委員会予備日)	※小学校卒業式
		<10:00：意見書等提出期限>	
24	金	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議	人事議案 3/27の議事日程、人事議案、意見書案等
		<16:00：討論通告期限>	
25	土		
26	日		
27	月	10:00～ 予算特別委員会全体会 終了後 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 午後（予定）【定例会閉会】 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決、人事議案、閉会中の継続審査申出等

令和4年12月16日受理(持参)

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書

別紙 No.2

陳情の趣旨

1. 国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を出してください。

理由

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されましたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、は由々しき事態と言わざるを得ません。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしています。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきです。

つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2022年12月16日

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2
ラポール京都5階
京都保育団体連絡会
藤井 伸生
TEL.075-801-8810

意見書ひな型

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、は由々しき事態と言わざるを得ない。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしている。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日 ○○○○議会

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣
文部科学大臣／内閣府特命担当大臣（少子化対策）
衆議院議長／参議院議長

宛（各通）

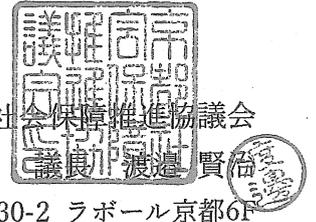
令和4年12月16日受理
(持参)

別紙 No.3

2022年12月16日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 様

京都社会保険推進協議会



〒6048854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都6F

tel : 075-801-2526

介護保険制度の改善を国に求める陳情書

陳情趣旨

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制度の立て直しが急務です。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

以上の趣旨から地方自治法第99条に基づき、下記の事項について、国に対する意見書を決議していただくように陳情いたします。

陳情項目

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること

4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上

介護保険制度の改善を国に求める意見書 案

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制度の立て直しが急務です。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

記

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
- 4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

2022年 月 日

議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年12月16日受理
(持参)

別紙 No.4

すべてのこどもを対象とした京都府医療費無償化制度の 早期実現を求める陳情書

陳情の要旨

すべてのこどもを対象とした医療費無償化を内容とした「子育て支援医療助成制度」を早期に実現するように京都府に求めること。

陳情の理由

日本の7人に一人のこどもが貧困状態にあるといわれていますが、コロナ禍の下でさらに経済的に厳しい家庭が増えています。そのために、こどもたちも必要な医療を受けられない状況があります。

府民は、すべてのこどもが、お金の心配なく医療を受けることができることを願っています。

市町村での制度の格差をなくし、府内すべてのこどもを対象とした京都府「子育て支援医療助成制度」の実現は、喫緊の課題と考えます。

また、京都府「子育て支援医療助成制度」の拡充が行われれば、市町村のこども支援施策をさらに充実させることが可能です。

京都府が、名実ともに「子育て環境日本一」であるために、こどもを産み育てる地が京都で良かったと思えるように、京都府「子育て支援医療助成制度」の拡充が求められます。

2022年12月16日

亀岡市議会議長

福井 英昭 様

陳情者 住所 京都市中京区壬生仙念町30-27 ボール京都 6F

京都社会保障推進協議会 TEL 075-801-2526

氏名 議長 渡邊 賢治



すべての子どもを対象とした 京都府「子育て支援医療助成制度」無償化の早期実現を

全てのこどもが経済的負担を気にせずに医療にかかることは府民の願いであり、特に低年齢層の無償化は喫緊の課題です。

全国的には20年程前から乳幼児医療費助成の重要性が広まり、就学前の無償化が進んできています。

京都府の「子育て支援医療助成制度」は、ほぼ4年ごとに年齢拡大と負担軽減の見直しが行われてきましたが、現在、15歳までが制度の対象で、通院は3歳までが月200円、15歳までが1,500円の自己負担。外来は15歳までが月200円の自己負担となっています。

ところが、府内市町村では、18歳まで外来・入院ともに自己負担のない自治体がある一方で、外来通院月1,500円の自己負担の自治体もあり、対象とするこどもの範囲がさまざま、府内で大きな格差が生じています。

京都府の合計特殊出生率は、全国40位(1.22)と低迷し、特に京都市は「子育て世代流出が深刻」(京都新聞8月28日)と報じられています。これ以上、こうした状況を放置することなく、「子育て環境日本一」をさらに進めるために思い切った助成が必要です。また、親の収入状況により医療費負担に格差が出ないようにすることも求められます。

コロナ禍と物価高騰でますます厳しい生活を強いられる中、こどもを産み育てる地が、ここ京都で良かったと思えるように、すべてのこどもを対象とした京都府「子育て支援医療助成制度」の無償化制度の拡大を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年12月

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長 宛

令和4年12月16日受理
(持参)

別紙 No.5

2022年12月16日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 殿

京都医療労働組合連合会
執行委員長 勝野 由起恵

604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラビール京都6階
TEL:075-801-8002

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - 3 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

安全・安心の医療・介護実現のため

人員増と処遇改善を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - 3 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年12月22日受理
(郵送)

2022年12月18日

市町村議会議長 各位

別紙 No.6

会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書

公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)

東京都北区赤羽北 2-8-1-601

代表 渡辺百合子

日頃より、住民の福祉と生活の安定のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

私たち、公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)は、全国の地方自治体で働く非正規公務員の抱える課題を考え合い、社会に発信していこうと、当事者が中心となって活動をしているグループです。

2020年度からはじまった会計年度任用職員制度が来年3月で丸3年になります。現職を含め来年度からの任用希望者に対して一律に公募を課す予定の自治体が全国的に認められる中、こうした処遇が、当の会計年度任用職員の雇用の安定や職務の遂行だけでなく、公務の安定や充実、持続可能性の観点からも多大な問題を生じさせると考え全国の地方自治体に緊急要望書を送らせていただくものです。

私たちは、昨年と今年の二度に渡り、非正規公務員を対象とした調査を行い、全国の当事者と対話を重ねてきました。雇用の不安定さに強い不安を感じる、低い賃金、待遇が固定化しており、無力感や絶望を感じるという声が全国であがっています。保育士や司書、学芸員、社会教育施設や女性関連施設の職員、児童相談所や女性相談センター、消費生活センター等々の相談員、学校教員、給食調理員、また、役所で事務職として働く人たちが会計年度任用職員となっています。恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置付けられるべきだと考えます。現状のような、不安定にも関わらず、責任は課せられ、多くの場合は低賃金で、働き手としての尊厳も守られない職では、人が定着せず、公共サービスの不安定化が避けられません。

そもそも、会計年度任用職員の任用に、3年で公募が必要とする法的義務も根拠もなく、公募なしに任用する自治体もあれば上限年数を定めていない自治体もあります。来年は統一地方選挙も控えています。不安定雇用を法定化したことによって地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直しを求めてください。是非、公務職場を、地元の若者の未来を支える職場にしてください。

なお、本要望書は、全国の地方自治体に提出するとともに、非正規公務員と住民に対して周知するため、はむねっとのホームページで公開し、マスコミ各社へプレスリリースしています。

要望事項

1. 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとってください。
2. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。
3. 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する意見書を上げてください。

連絡先:メール:hiseiki.koumu@gmail.com、電話:080-3442-6007 渡辺百合子

令和4年12月26日受理
(郵送)

別紙 No.7

2022 (令和4) 年 12月 13日

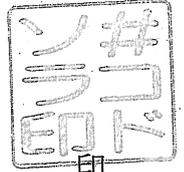
亀岡市 議会議員長殿

コドソラ

代表：与那城千恵美

住所：沖縄県宜野湾市喜友名 1-20-11

e-mail: kodosora20220101@gmail.com (問い合わせ先)



日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

(陳情の要旨)

- ① 学校上空 (普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園) の飛行禁止
- ② 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及び PFAS 汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③ 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出していただくようお願いいたします。

(陳情)

1. 学校上空 (普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園) の飛行禁止

2017 年 12 月 7 日、緑ヶ丘保育園では CH53E 米軍ヘリのプラスチック部品落下事故が起きました。沖縄県警はこの部品について、「米軍ヘリからの落下物とは特定できなかつたが、その可能性を否定するものでもない」と発表しています (2020 年 12 月)。落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭からわずか 50 センチのところでした。直径 8 センチ、長さ 10 センチ、重さ 213 グラムの部品が子どもたちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしいです。

同年 12 月 13 日には、普天間第二小の運動場に CH53E 米軍ヘリから重さ約 7.7 キロの窓枠が落下する事故がありました。このとき、落下の衝撃によってはねた小石が体育の授業中だった児童一人にあたり、軽傷を負わせました。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近するたびに避難をし、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなりました。

また、2021 年 11 月 23 日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかりました。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものです。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しています。しかし実際には、場周経路を外れた飛行は常態化しています。これについ

て、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃します。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしています。

緑ヶ丘保育園の子どもたちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっています。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための「避難小屋」が設けられました。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険を子どもたち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないでしょうか。普天間飛行場の隣にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園の子どもたちはずっと我慢を重ねてきました。場周経路外にある普天間小・普天間第二小・緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請します。

2. 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと

沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきました。2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。調査では3つの地点で土壌が採取されましたが、このうち学校裏にある排水溝近くからは1キログラムあたり1700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは1000ナノグラムの濃度のPFASが検出されています。

PFASの健康被害についてはまだわかっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていません。このような状況のなか、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じています。

2022年8月に行われた土壌調査は市民グループによるもので、土壌採取は3つの地点のみに留まっています。日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるよう要請します。

3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者は「チーム緑ヶ丘1207」を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府・防衛省・外務省に対し、事故の原因究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請しました。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさらされている危険を訴えてきました。しかし、事故から5年経つ現在も、子どもの命が守られるための改善が行われているとは言いがたい現状があります。

普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えています。2017年度には外来の固定翼機の発着が236回であったのに対し、2018年度には1520回、2019年度には2678回でした。負担は増大するばかりです。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされています。

空の安全を守るための活動を続けていこうとしていたところ、2022年には子どもたちの通う小学校の土壌がPFASで汚染されていることが明らかになりました。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできません。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものです。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができません。

憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請します。

以上を貴議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出してください。普天間の子どもたちが、日本の他の地域の子どもの同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、ともに声を上げていただきたいと思います。貴議会にて審議・採択していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

- ①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと
- ③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇議会

提出先

衆議院議長 〇〇〇〇様

参議院議長 〇〇〇〇様

内閣総理大臣 〇〇〇〇様

内閣官房長官 ○○○○様

外務大臣 ○○○○様

防衛大臣 ○○○○様

環境大臣 ○○○○様

文部科学大臣 ○○○○様

厚生労働大臣 ○○○○様

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） ○○○○様 宛て

予算特別委員会 審査日程 (案)

ver050217

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月14日	10:00	全体会 1. 市長あいさつ (※市長等出席)		
	10:20	分科会		
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
		①議会事務局 ②会計管理室 (曾山等、特別会計含む)	①環境先進都市推進部	①産業観光部・農業委員会
	13:00	③市長公室	②子ども未来部	②産業観光部・農業委員会 (つづき)
④政策企画部		③健康福祉部		
【2】 3月15日	10:00	⑤生涯学習部	④特別会計 (各部)	③上下水道部
	13:00	⑥総務部・監査委員事務局	⑤市民生活部	④まちづくり推進部
・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定			・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定	
【3】 3月16日	10:00	⑦教育委員会 (教育費：幼稚園費まで)		(現地視察 ※実施の場合)
	13:00	⑧教育委員会 (教育費：社会教育費から)	(現地視察 ※実施の場合)	
・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定				
【4】 3月17日	10:00	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認
	10:30	全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定		
	15:00	※市長質疑項目の送付 (議会事務局→総務課へ)		
【5】 3月20日	9:30	(現地視察 ※実施の場合)		
	13:00	全体会 1. 市長質疑 (※市長等出席)		
	終了後 (16:00)	分科会		
○総務文教		○環境市民厚生	○産業建設	
【6】 3月22日	11:00	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決	1. 委員間討議、討論、採決
		○総務文教	○環境市民厚生	○産業建設
	午後	全体会 1. 各分科会委員長報告 (質疑) 2. 委員間討議 ～会派会議～ 3. 討論～採決等		

※3月9日の本会議で特別委員会を設置し、翌日10日の全体会で正副委員長を選出

※3月27日 (3月議会最終日) の全体会で委員長報告の確認

代表・個人質問の時間配分について

◇17期

○3月議会

代表質問（4会派） 1会派40分（答弁除く） ※一般質問1日目

個人質問 1人45分（答弁含む） ※一般質問2～4日目

○6・9・12月議会

個人質問 1人45分（答弁含む）

※発言順序は、議会期間ごとに会派の輪番制（最大会派から開始）

（参考）3月議会における一般質問のタイムスケジュール

○現行

1日目		2日目		3日目		4日目	
10:00-11:20	代表1	10:00-10:45	個人1	10:00-10:45	個人7	10:00-10:45	個人14
		10:45-11:30	個人2	10:45-11:30	個人8	10:45-11:30	個人15
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)	
13:00-14:20	代表2	13:00-13:45	個人3	13:00-13:45	個人9	13:00-13:45	個人16
		13:45-14:30	個人4	13:45-14:30	個人10	13:45-14:30	個人17
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)	
14:30-15:50	代表3	14:45-15:30	個人5	14:45-15:30	個人11	14:45-15:30	個人18
		15:30-16:15	個人6	15:30-16:15	個人12	15:30-16:15	個人19
(休憩)				(休憩)		追加議案、付託等	
16:00-17:20	代表4	議会運営委員会		16:30-17:15	個人13	予算特別委員会 広報部会	

裏面あり

○案1

1日目		2日目		3日目		4日目	
10:00-11:20	代表1	10:00-11:20	代表5	10:00-10:45	個人5	10:00-10:45	個人12
(休憩)		(休憩)		10:45-11:30	個人6	10:45-11:30	個人13
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)	
11:30-12:10	代表2-1	11:30-12:10	代表6-1	13:00-13:45	個人7	13:00-13:45	個人14
(休憩)		(休憩)		13:45-14:30	個人8	13:45-14:30	個人15
13:10-13:50	代表2-2	13:10-13:50	代表6-2	(休憩)		(休憩)	
(休憩)		(休憩)		14:45-15:30	個人9	14:45-15:30	個人16
14:00-15:20	代表3	14:00-14:45	個人1	15:30-16:15	個人10	15:30-16:15	個人17
(休憩)		14:45-15:30	個人2	(休憩)		追加議案、付託等	
15:30-16:50	代表4	(休憩)		16:30-17:15	個人11	予算特別委員会 広報部会	
(休憩)		15:45-16:30	個人3	(休憩)			
(休憩)		16:30-17:15	個人4	(休憩)			
		議会運営委員会					

○案2

1日目		2日目		3日目		4日目	
10:00-11:20	代表1	10:00-11:20	代表5	10:00-10:45	個人4	10:00-10:45	個人11
(休憩)		(休憩)		10:45-11:30	個人5	10:45-11:30	個人12
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)	
13:00-14:20	代表2	13:00-14:20	代表6	13:00-13:45	個人6	13:00-13:45	個人13
(休憩)		(休憩)		13:45-14:30	個人7	13:45-14:30	個人14
14:30-15:50	代表3	14:30-15:15	個人1	(休憩)		(休憩)	
(休憩)		15:15-16:00	個人2	14:45-15:30	個人8	14:45-15:30	個人15
16:00-17:20	代表4	(休憩)		15:30-16:15	個人9	15:30-16:15	個人16
(休憩)		16:15-17:00	個人3	(休憩)		(休憩)	
		議会運営委員会		16:30-17:15	個人10	16:30-17:15	個人17
				(休憩)		追加議案、付託等	
						広報部会	

※予算特別委員会は翌日